

昭和41年10月25日



# 秋穂町広報

No. 81

## 人口と世帯数 (9月末)

人口	9802人
秋穂地区	6243人
大海地区	3559人
世帯数	2310戸
秋穂地区	1460戸
大海地区	850戸



## 花いっぱい運動!!

### 町内各団体「花壇コンクール」で 浜中・花香両子ども会に最優秀賞

健民運動の一環として、花いっぱい運動が各地で行なわれておりますが、花を育て、花に親しむことをとおして、美しくうるおいのある町づくりにつとめ、優秀な成績を収めている団体を表彰する「花壇コンクール」が行なわれました。

コンクールは、花壇の面積、計画（配置、花の種類、季節的な配置）、管理、成育状況について審査が行なわれ10月1日次のとおり表彰されました。

<b>最優秀賞</b>	花香南子ども会	北条{青年団	<b>奨励賞</b>	海岸通婦人会	中津江子ども会	下村青年団
	浜中子ども会	子ども会		浜内子ども会	津岸通	大海小学校
<b>優秀賞</b>	浦東青年団	秋穂中学校		赤崎	下村	秋穂小学校
	花香北子ども会	山口農高秋穂分校		西青江子ども会	黒瀧北	
	金山令			中道	黒瀧南	

町民税第三期分の納期限  
十月三十一日です。

〇 「とじこんで保存しましょう」

〇

### 町議会だより

昭和四十年年度一般会計  
など諸決算を認定  
教育委員に藤田一郎氏

九月二十九日より開かれ  
た第三回定例町議会は昭和  
四十年年度諸決算の認定など  
の七件の議案について審議  
、可決され十月三日終了し  
ました。

#### 可決された議案

○昭和四十年年度秋穂町一般  
会計及び特別会計歳入歳  
出諸決算の認定について

#### 1. 一般会計決算額

歳入  
一億七五九二万四三六六円  
歳出  
一億五四〇二万八〇一八円

#### 2. 融資住宅特別会計決算額

歳入 一六六万九四〇四円  
歳出 一三二万九三三八円

#### 3. 国民健康保険特別会計決 算額

歳入二七八八万三二四七円  
歳出二二八三万七九四七円

#### 4. 国民宿舎特別会計決算額

歳入一〇〇三万四〇九八円  
歳出 九六九万九二六六円

#### ○山口県旧町村職員恩給組 合資産管理組合規約の一 部改正について

○天災による被害農林漁業  
者等に対する資金の融通  
に関する条例の一部を改  
正する条例について

貸付利率及び利子補給率  
の引下げを実施  
○秋穂町税賦課徴収条例の  
一部を改正する条例につ  
いて  
国民健康保険税の減額対  
象の範囲を拡大  
○秋穂町教育委員会委員の  
任命同意について

藤田一郎氏を任命

○秋穂町固定資産評価審査  
委員会委員の選任同意に  
ついて  
村岡雄一氏を選任

○秋穂町固定資産評価員の  
選任同意について  
岡広税務課長を選任

一日までの三か月間、「山  
口県交通無事故競争」が行  
なわれることになりました  
○募集要領  
一、応募資格  
秋穂町内に住所を有する  
者  
二、応募方法  
(1)一人一作とする。  
(2)住所、氏名(ふりがなを  
つける)年令、職業を記  
入のこと。  
(3)締切  
昭和四十一年十一月二十  
日(当日消印有効)  
(4)送り先  
町役場総務課内秋穂町交  
通安全対策協議会  
(5)表彰  
審査して、入選の分には  
賞を与えます。  
(6)発表  
町広報に発表、産業祭そ  
の他の機会に紹介します

## 「交通安全日」の 実施について

### 交通安全日

毎年、春と秋の二回、交  
通安全健民運動が行なわれ  
ますが、交通事故防止運動  
は、この期間に限らず、常  
時推進する必要があります。  
秋穂町交通安全対策協  
議会では、毎月一日と十五  
日を「交通安全日」と定め  
実施されていますが、この  
たび、この運動をよりもり  
あげて、一般の注意を喚起  
するため、街頭で交通指導  
を行ない、また写真のよう

交通安全運動の一環行事  
として、交通安全に関する  
交通安全運動の一環行事  
として、交通安全に関する

### 交通無事故 競争月間

十月一日から十二月三十



## 交通安全 標語募集

### 交通安全

交通安全運動の一環行事  
として、交通安全に関する

## 乳児一斉検診を顧みて

### 健康優良児が十七名

昭和四十一年度後期の乳  
児一斉健康診断を九月十三  
、十四の両日に亘って行い  
ましたので、その概況をお  
知らせいたします。

該当者 一〇二名  
受診者 九二名  
受診率 九〇%

発育の状況  
上 二三名

標語を募集致しますから  
御応募下さい。

秋穂町内に住所を有する  
者  
二、応募方法  
(1)一人一作とする。  
(2)住所、氏名(ふりがなを  
つける)年令、職業を記  
入のこと。  
(3)締切  
昭和四十一年十一月二十  
日(当日消印有効)  
(4)送り先  
町役場総務課内秋穂町交  
通安全対策協議会  
(5)表彰  
審査して、入選の分には  
賞を与えます。  
(6)発表  
町広報に発表、産業祭そ  
の他の機会に紹介します

発育のよくない方や、病  
気のある方については検診  
当日、医師からそれぞれ指  
示があったことと思えます  
が、お子さんの将来のため  
にも食生活や、治療によっ  
て一日も早く健康なお子さ  
んになって頂きたいと念う  
次第です。

尚健康優良児と認められ  
表彰されたお子さんは次の  
方々です。

住所 氏名  
天神町 原田 博之  
同 杉村 和男  
井南 松井 恵子  
井内 道永 真一  
浜地 藤生 訓尚  
日地 藤井 雄二  
先青江 西兵衛 陽士  
花南 大野美佐子  
花南 中村 裕子  
花南 河野 泰子  
東本町 河野 泰子  
本町 渡壁 利彦  
本町 田村 聡  
中野 秋重 洋子  
同 原田 典和  
中野 安光 明美  
黒瀨南 繁光喜美子



監 査 公 表

地方自治法第二百三十三  
条第二項の規定により審査  
に付せられた昭和四十年  
秋穂町歳入歳出決算の審査  
を行なったので、その結果  
を公表します。

記

審 査 期 間

自昭和四十一年九月五日  
至昭和四十一年九月十三  
日

監 査 委 員 山 本 定 市

監 査 委 員 宮 本 千 代 治

意 見

一、決算計数について

昭和四十年年度一般会計並  
びに各特別会計の決算につ  
いて出納及び証憑書類の審  
査を行なった結果、厳正に  
実施されており計数に相違  
ないことを確認した。

二、町財政の現況について

(1) 当町の全般的な財政状況  
は歳入において前年度の  
一五四、五七千円に対  
し、一七五、九二四千円  
と大きく伸びたのである  
が、歳出においては、前  
年度一四一、一九八千円  
本年度一五四、〇二八千  
円と健全財政を実施され  
た結果、歳出の伸びが少  
ない。

(2) 財源内訳であるが、特定  
財源となる国県支出金が  
、三五、四三五千円、全

財源に占める割合二〇・  
一%と前年に比較し、七  
八五千円少なくなると共  
に特定財源の占める割合  
は、三八・一%、六七、  
〇三四千円となりその他  
一般財源は、一〇八、八  
九〇千円と健全な財源内  
訳となっているが、これ  
は特別交付税が前年に比  
べ二、八一〇千円と伸び  
ると共に減税補填債が八  
、八〇〇千円と多額なた  
めになっているのであつ  
て基本となるべき町税は  
前年度に占めた構成比二  
一・五%に比べ本年は一  
九・五%と順次下りつつ  
ある事は認めざるを得ず  
今後町財政を運営する上  
において重要な課題を残  
しているといえる。

(3) 単年度収支について見る  
と前年度の実質収支繰越  
額一三、三一九千円余で  
あつたが、本年度は、二  
一、八九六千円と単年度  
収支において八、五七七  
千円の財源が前年度の繰  
越額以上に繰越された事  
は、町執行部に於いて、  
より健全な運営をされた  
結果であると認めるもの  
である。

(4) 昭和四十年年度一般会計の  
支出に占める投資的経費  
は、五八、六二一千元、  
三八・一%、消費的経費

は、五八、七三九千元、  
三八・一%、その他経費  
二八、七一〇千円、一八  
・六%、町債七、九五八  
千円五・二%と前年に比  
較し投資的経費及び消費  
的経費が、それぞれ増加  
している。

(5) 町債の状況であるが、前  
年度末五七、九六三千元  
(内、減税補填債五、二  
〇〇千円)であつたが、  
本年末は七八、二九八千  
円(内、減税補填債一四  
、〇〇〇千円)と大巾に  
増加したが、これは中学  
校の整備及び海岸の護岸  
工事を実施した為と減税  
補填債の多額借入れによ  
るものである。

以上、町財政の現況につ  
いて、把握して見た結果で  
あるが、今後も財政運営に  
ついては、より一層の努力  
をされたい。

三、歳 入

町財政の基幹となるべき  
町税の収入は、昨年に比べ  
調定額に対する収入割合が  
、八一・四%と前年の八〇  
・二%より徴収については  
努力された結果が現われ  
ているが、伸びた額は、一  
、〇八八千円と僅かな伸び  
で、今後の町税の伸びは大  
きな期待はし得ないものと  
考えられる。又、他方より  
観察するに年次増加の傾向

にあるが、全財源中に占め  
る割合は年々低下の一途を  
たどり、前年度迄二〇%台  
であつたものが遂に本年は  
一〇%台へと落込み、いよ  
いよ地方自治の運営の困難  
さが、うかがえる一方、国  
に依存する地方交付税は前  
年程大きな伸びは見られな  
かつたが、本年も五、六六  
三千元と順調な伸びを示し  
た。

四、歳 出

全般的について見た処で  
は異常なく厳正に処理され  
ている。又補助事業につ  
いて各団体及び任意団体につ  
いての執行状況を審査した  
のであるが完全に執行され  
ている。

五、保管物の管理について

現金、有価証券等の管理  
は良好である。

六、財産の管理について

各学校の白蟻駆除が実施  
されこれにより学校の管理  
は充分行なはれているものと  
認めると共に各財産の管  
理は完全に行なはれてい  
る。

七、基 金

基金の運用状況は良好で  
ある。

八、備品の管理について

本年は備品の整理が統一さ  
れ完全となっている。

九、特別会計

(1) 国民健康保険特別会計

全般的事項としては、前  
年度繰越額二、〇一二千  
円に対し、本年度の実質  
収支繰越額は、五、〇四  
五千元余で単年度収支額  
は、三、〇三三千元と堅  
実に運営されている。こ  
の黒字の主因となったも  
のは、全国的に赤字団体  
が増加し、国保運営上、  
重大な支障をきたした為  
に国において、四十年  
度は療養給付費、事務費等  
の補助率を四十年度に限  
り、年度内全額交付を行  
なうと共に調整交付金の  
一〇〇%交付又は、新た  
に臨時財政調整交付金を  
支出する等、国保運営の  
改善を図った為であると  
共に、当町に於ける受診  
率が他市町村に比較し低  
い位置にある為、黒字と  
なったのであつて、決し  
て樂觀されない現状にあ  
るといえる。

(一) 歳 入

町税は前年度に比較し、  
一、四一四千円と伸び徴  
収率も前年の八〇・七%  
に対し、本年は、八二・  
六%と上昇したことは、  
努力された結果であると  
認めるが、一般会計に見  
られる様に徴収税額は、  
年次増加しつつあるも財  
源的には、年々国県費が  
、増加しているのと対象

的に低下している。

(二) 歳 出

前年度に比し療養給付費  
が増加しているがこれは  
、受診率及び入院料等の  
上昇に伴うものであり、  
今後受診率も順次上昇し  
他市町村に並ぶものと考  
えられるのでより一層の  
健全な運営を望む。

(2) 融資住宅特別会計

(一) 歳 入

家賃の調定額四二九千円  
に対し、二七千円と前  
年度の徴収額に比較し、  
三・三%と徴収実績は伸  
びているが、滞納額が相  
変わらず多いので納入す  
るよう督促されたい。

(二) 歳 出

支出額の大きい割合を占  
める公有財産購入費であ  
るが、本年住宅協会より  
一括町が購入し居住者に  
売払われるものであるが  
、売払いについての交渉  
は正当になされている。

(3) 国民宿舎特別会計

建設段階であるので、歳  
入歳出及び建設現場につ  
いて見た結果、正当に行な  
われているものと認める。



成果公表

地方自治法第二百三十三
条第四項の規定に基く昭和
四十年年度決算に係る会計年
度中における主要施策の成
果

一般会計の部

昭和四十年年度秋穂町一般
会計の決算額は、歳入にお
いて、一七五、九二四千元
歳出において、一五四、〇
二八千円、歳入歳出差引二
一、八九六千円でありまし
てこれを前年度と比較して
見ますと次表のとおり歳入
約一四％歳出九％歳入歳出
差引残額六四％余の伸びと
なっております。

この伸びは経常的なもの
では歳入においては地方交
付税、町税の収入増が主で
あり、歳出においては給与
改訂に伴う人件費の増及び
諸物価の上昇に伴う物件費
等の増減が主因でありま
す。

Table with 2 columns: 39年度, 40年度. Rows: 歳入千円, 歳出千円, 差引残額千円, 比率, 比率, 比率.

中の主要施策の成果を歳出
費目部門別に次のとおり御
説明致します。
一、民生部門
民生安定及び社会福祉施
策の成果は次のとおりであ
ります。
(一)生活困窮者に対する救済
措置
生活保護世帯、年間延
七二九世帯、延人員二、
〇二二人、生活保護費受
給総額四、五二九千円。
(二)保育に欠ける幼児、児童
の措置数
年間延二、三八八八
(三)保育所入所者
(四)児童館の建設
木造瓦葺平家建二二〇
、六三平方米、収容能力
五〇人。
(五)国民年金被保険者数及び
検認率の状況
被保険者数二、九七四
人、検認率九九・五％。
(六)老人クラブ
総数一六、人員九〇二
人。

BCG、四、〇九五五人。
インフルエンザ、二、〇
六九人。日本脳炎、一、
八三二人。百日咳、四九
八人。種とう、四五五人。
腸チフス、パラチフス
四四六人。ジフテリア、
三二三人。生ワクチン投
与、一三六人。
(一)一般住民間接撮影検査
実施数、二、七七一
(二)環境衛生施策の一環とし
て環境衛生推進協議会の
育成指導及び簡易塵芥焼
却炉二ヶ所設置等の実施
により地区環境の浄化向
上を見ております。
(三)薪炭炉を重油焼却、寝
棺座席兼用炉に改造。
(四)遺体処理数、九二体
(五)遺体処理数、九二体
三、労働費部門
町内失業者対策と致しま
して失業対策事業を次のと
おり実施し、年間延一、二
八九人を吸収就業致してお
ります。
(一)町道中野峠丸尾線道路
改良工事(天田地区)
砂利道、延長、五三八
米、幅員、四米

導態勢を確立強化致しまし
た。事業面では、樹園地経
営改善に対する融資事業、
及びそさい(かんらん)の
産地指定等の事業を新に実
施し、併せて各種営農団体
の育成、土地改良事業の施
行等農業の近代化に即応し
た諸施策を実施致しており
ます。その成果は農家経済
に裨益致しております。
林業施策におきましては小
規模林道の開発を実施致し
ております。
水産関係における新施策と
致しまして、車えび放流事
業、漁業共済普及事業及び
集団操業施設設置事業によ
る漁業指導船の建造設置並
びに漁家生活教室の開設等
を実施致しますと共に漁港
修築事業、海岸保全施設事
業、漁業構造改善事業をそ
れぞれ実施致しまして漁業
資源の開発、漁家生活の安
定、漁港等の整備にその成
果を収めております。
本部門における主要成果
は次のとおりであります。
(一)農業関係
(一)樹園地経営改善事業(
農地取得、新植、防風
林設置、防除施設、開
畑、機械器具、その他
)受益農家数、三三八
戸。
(二)そさい(かんらん)指
定産地事業

病害虫、大型防除機及
びけん引車各、老基。
栽培農家戸数、一一三
戸、面積、二〇ヘクタ
ール。
(一)土地改良事業
黒瀉農道、四〇〇米、
幅員、四米、団体営事
業。黒瀉(二ノ切)農
道、四四六米、幅員、
三米、単営事業。井南
農道、二六〇米、幅員
二米、単独町費。山の
川(赤崎)農道、二五
〇米、幅員、二、四米
単独町費
(二)林業関係
小規模林道(串山)延長
五〇〇米、幅員、四米。
(三)水産関係
(一)車えび放流事業
秋穂湾、山口湾、二二
〇万匹
(二)沿岸漁業指導船建造
一隻、一九、三六トン
九〇馬力。
(三)漁港修築工事(大海)
A防波堤、延長、七〇
米。

産業交通の基盤でありま
す道路施策に重点を置き主
要町道の改良及び補修を实
施致しております。港湾施策
につきましては前年度に引
続いて秋穂港防波堤の築堤
並びに海岸局部改良として
中津江堤防の改修工事をそ
れぞれ実施致しその成果は
次のとおりであります。
(一)道路関係
(一)簡易補装
宮之且中央線、延長、
三八一米。中野浜条線
延長、三三三米。赤崎
森山線、延長、三三三
米。天田釈かえ本線、
延長、三〇〇米
(二)道路改良
本町入川橋梁、延長、
一七、八米。赤崎日地
線、延長、二五米。下
村中村線、延長、七六
米。
(三)港湾関係
秋穂港花香防波堤、延
長、一二、五米。海岸
局部改良中津江堤防、
延長、一〇八、六米

六、教育費部門
本部門における施策とし
ては教育施設の完備に重点
を置き、秋穂中学校特別教
室の建築及び内容備品の設
置等を実施致しますと共に
小学校、中学校の既存建物
に対する白蟻駆除を根本的
に実施致しまして営造物の

五、土木費部門

一般会計歳入歳出決算額

歳入 (款別)		単位円	歳出 (節別)		単位円
款	収入済額		節	支出済額	
町 税	34,342,193		報 給 賃 料	2,941,653	
地方交付税	57,830,000		職 員 手 当	20,741,460	
分担金及び負担金	3,797,592		共 済 費	9,391,616	
使用料及び手数料	978,340		恩給及び退職年金	2,428,368	
国庫支出金	22,777,414		賃 金	15,230	
県 支 出 金	12,657,512		報 償 費	3,281,495	
財 産 収 入	486,940		旅 費	1,032,371	
寄 付 金	100,000		交 際 費	1,800,005	
繰 入 金	2,400,000		交 際 費	1,677,427	
繰 越 金	13,319,257		役 務 費	8,371,075	
諸 収 入	2,935,118		委 託 料	1,359,636	
町 債	24,300,000		使 用 料 及 び 賃 借 料	7,213,983	
歳 入 合 計	175,924,366		工 事 請 負 費	410,535	
			原 材 料 費	52,805,616	
			有 限 公 司 財 産 購 入 費	3,981,632	
			備 品 購 入 費	304,520	
			負 担 金 補 助 及 交 付 金	5,565,303	
			扶 助 費	14,704,901	
			貸 付 金	4,839	
			補 償 補 填 及 び 賠 償 金	500,000	
			償 還 金 利 子 及 割 引 料	300,000	
			投 資 及 び 出 資 金	7,965,421	
			積 立 金	199,400	
			繰 出 金	131,532	
				6,900,000	
歳 出 合 計			歳 出 合 計	154,028,018	

歳入歳出差引残額 21,896,348円

融資住宅特別会計歳入歳出決算額

歳入		単位円	歳出		単位円
款	収入済額		款	支出済額	
住宅家賃	237,150		住 宅 費	1,319,938	
繰 越 金	225,887				
繰 入 金	1,200,000				
諸 収 入	6,367				
歳 入 合 計	1,669,404		歳 出 合 計	1,319,938	

歳入歳出差引残額 349,466円

国民宿舎特別会計歳入歳出決算額

歳入		単位円	歳出		単位円
款	収入済額		款	支出済額	
繰 入 金	5,000,000		休 養 施 設 建 設 費	9,661,226	
諸 収 入	34,098		公 債 費	38,700	
町 債	5,000,000				
歳 入 合 計	10,034,098		歳 出 合 計	9,699,926	

歳入歳出差引残額 334,172円  
内 繰越金繰越額 8,774円

国民健康保険特別会計歳入歳出決算額

歳入		単位円	歳出		単位円
款	収入済額		款	支出済額	
国民健康保険税	9,328,309		総 務 費	2,972,564	
使用料及び手数料	13,860		保 險 給 付 費	19,220,043	
国庫支出金	16,217,763		保 險 施 設 費	636,173	
県 支 出 金	60,446		公 債 費	704	
繰 越 金	2,011,566		諸 支 出 金	8,463	
諸 収 入	251,303				
歳 入 合 計	27,883,247		歳 出 合 計	22,837,947	

歳入歳出差引残額 5,045,300円

健全維持を図っており、教育面では中学校に特殊学級を開設致しまして該当生徒に対するより良い学校教育の場を設けました。社会教育においては家庭教育学級を新設致しまして幼児、児童を持つ母親の教養向上に努め、その他各種教養学級の開設、体育奨励、花いっぱい運動等を展開実施し併せて各種団体の育成指導等明るい町づくり、人づくりのための諸施策を進めその向上を見ております。

本部門における主要成果は次のとおりであります。

(一)秋穂中学校特別教室建築、鉄筋コンクリート造三階建、延面積 七〇一、

二五平方メートル、建築面積、二七五平方メートル

(二)白蟻駆除 秋穂小学校、全校舎。大海小学校、第二校舎。秋穂中学校、第一、第二、第三校舎。

(三)教養学級開講数 家庭教育学級、一二回 婦人学級、二四回。青年学級、五二回。八八学級、一二回。

七、災害復旧部門 災害復旧施策につきましては、昭和四十年年度災害に係る公共土木災害及び教育施設災害復旧事業を実施致しましたその成果は次のとおりであります。

(一)公共土木災害関係

特別会計の部

一、国民健康保険特別会計 昭和四十年年度秋穂町国民健康保険特別会計の決算額は歳入において二七、八八千円、歳出において二二

赤崎川堤防復旧工事、延長、八〇米。三軒屋橋橋梁復旧工事、一ヶ所。千防川堤防復旧工事、二二米。

(二)教育施設災害関係 秋穂小学校災害復旧工事、屋根瓦、一九六平方

米、軒樋、三九米。以上一般会計における主要施策成果の説明と致します。

八三、八千円、歳入歳出差引残額五、〇四五千円でありましてこれを前年度と比較して見ますと歳入二二・六九％、歳出一〇・二三％歳入歳出差引残額二五〇・七四％の伸びとなっております。この伸びは歳入においては国の施策において国保財政の確立を図るための臨時措置と補助率の改正による国庫支出金の増加と国民健康保険税の増収によるものが主であります。歳出においては医療単価の上昇による療養給付の増加と経常的なものでは給与改訂による人件費及び物件費の増嵩が主因であります。国保運営は発足以来健全な歩み

本決算における主要成果は次のとおりであります。

(一)療養給付数 総数延、一五、五六七人(世帯主延、五、〇〇四人、世帯員延 一〇、七六三人)

(二)助産給付数 六一人

(三)葬祭給付数 四三人

(四)乳児一斉検診延二一人

(五)三才児一斉検診一二五人

二、融資住宅特別会計 昭和四十年年度秋穂町融資住宅特別会計の決算額は歳入において一、六六九千円、歳入歳出差引残額三、四九千円となっております。主要施策と致しましては県住宅公社より融資住宅の全戸を購入財産と致したものを

であり、その成果は次のとおりであります。

(一)購入した融資住宅数 総数 二四戸

(内)数 浜中、二戸。日地、三戸。花香南、一〇戸。祇園町、九戸。

三、国民宿舎特別会計 昭和四十年年度国民宿舎特別会計の決算額は、歳入において一〇、〇三四千円、歳出において九、七〇〇千円、歳入歳出差引額三、三四千円となっております。本会計年度中における成果は国民宿舎建設用地の造成及び宿舎(鉄筋コンクリート二階建)の本体基礎工事並びに給水施設の一部を建設致したものであります。

### 中小企業者の

### 年末融資の申込について

#### 国民金融公庫よりお知らせ

国民金融公庫では中小企業者の方々への年末融資の申込を受けておりますが、申込が年末に集中しますと公庫の処理能力から借入れ御希望の時期、或いは本年は資金事情が特に窮屈でありますので、年内にご融資出来ないことも考えられ、十一月二十六日以降の申込は貸出が翌年になることも予想されますので、なるべ

く早目にお申込み下さる様望みます。  
尚、処理の目安は次のとおりです。  
十月末日までの申込↓十一月十五日までの貸出  
十一月十日までの申込↓十一月二十五日までの貸出  
↓十二月末日までの貸出  
詳しくは町商工会へお問い合わせ下さい。

国民健康保険から社会保険に加入したり、社会保険から国民健康保険に加入する場合の届出は十日以内となっております。この届が遅れると、皆さんや医療機関などに迷惑をかけることになり、必ずお守り下さい。

### 国民健康保険の資格得失の届は十日以内に

また社会保険に加入された後に、国民健康保険で治療を受けられると医療機関(医師)に大変迷惑をかけることとなりますので、社会保険に加入後は、届出前でも絶対に国民健康保険の被保険者証で治療を受けら

れないようにお願い致します。万一今後社会保険加入後や、国保の資格喪失後に国保で治療を受けられた場合には、直接受診者またはその世帯主から返納して頂くこととなりますから、期限内の届出の助行と併せ、資格喪失後国保で治療を受けられないよう御協力下さい。

### みんなで読書

#### 明るい社会!!

十月二十七日から十一月九日まで  
読書週間

秋穂町公民館内秋穂町図書館では、今新刊図書を準備致して居ります。御愛読下さい。

### 商工業者の皆さんへ

#### 特別小口保証制度が一部改正されました

(1) 事業者に対する保証額の最高限度を三十万円から五十万円に引き上げると共に既保証残額を要件から外し別枠とする。  
(2) 保証期間を六ヶ月延長し三年以内とする。

(3) 融資の迅速化をはかるため、追認保証制度を設けました。  
以上、三事項改正されましたので御利用下さい。尚詳しくは町商工会へお問い合わせ下さい。

### 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部が改正されました!!

#### 戦傷病者戦没者遺族等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律一〇八号)が施行されましたが、その要旨は次の通りであります。

一、準軍属の範囲の拡大  
新に準軍属として法の適用を受けることとなる者は、中国(もとの関東州、台湾除く)に於て内地における総動員業務の協力者と同様の事情のもとに協力した者で、具体的には当該地域内の諸学校の学生、生徒及び教職員等である。

二、療養の給付を受けているものに係る障害年金の支給  
昭和四十一年十月一日以後は特別援護法による療養の給付を受けている者についても障害年金、又は障害一時金が支給される。

三、準軍属に係る処遇の改善  
(1) 保証人を一名以上に改める。  
(2) 保証料率を一厘引き下げて年一分とする。  
(3) 融資の迅速化をはかるため、追認保証制度を設けました。

今回の改正により第一款症から第三款症までの障害についても障害年金、又は障害一時金の支給対象とされた。又、従来軍人軍属に係る障害年金及び遺族給与金の額の十分の五とされていたのを十分の七に引き上げられた。

四、遺族の範囲の拡大  
新に遺族年金等を受けるべき遺族として、もとの継父母、事実上の養父母等が加えられた。

五、死別した妻等に対する遺族年金等の支給  
旧軍人恩給停止の日(昭和二十一年二月一日)以後和二十一年二月一日以後法施行の前日(昭和二十七年四月二十九日)までの間に再婚の相手方と死別した妻又は氏を改めた婚姻の相手と死別した父母、祖父母等に遺族年金、遺族給与金、又は遺族一時金が支給される。

六、ベースアップの繰上実施  
昭和四十二年七月から完全実施することとされている遺族年金及び遺族給与金の増額措置を恩給法による公務扶助料の増額措置と同様に六箇月短縮して昭和四十二年一月(六十五才以上の者、及び六十五才未満の妻子等については三箇月短縮して昭和四十一年十月)からそれぞれ完全実施する。尚、この年金額の改定は、受給権者の請求をまたぐ厚生大臣が職権により改定する。

七、その他の改正事項  
死亡した者の配偶者、子及び孫のうち昭和三十六年十月一日前に入夫婚姻による妻の父母の養子となった者、又は昭和四十一年十月一日前に事実上の父母の養子となった者については、新たに恩給年

限に達する方があり、念のため、恩給年金課備え付けの戦務加算表により試算の上履歴申立書を提出して下さい。尚、過去において履歴申立をされた年限未到達のため非該当になった人で、これらの法改正により該当すると思われの方は、非該当のため返戻されている関係書類を御持参の上、保険年金課で手続きをして下さい。

子となった者については、従前は遺族以外の者の養子となった者として遺族年金等を受ける権利を取得しなかったか、又は失権したが今回からこれらの者については遺族の養子となった者として、新に遺族年金等の支給の対象となった。又内地勤務の有給軍属については、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日までの間にあっては遺族援護法上これを準軍属として処遇しているが、同日後における勤務の実態等によりこの適用期間の終期を昭和二十年十一月三十日まで延長された。

以上が今回の法律改正の大要でありますので新に法に該当される方、又は該当されるところと思われる方は町役場保険年金課にお申し出の上手続きをして下さい。

戦務加算等により、最短期間限準士官以上十三年、下士官十二年の軍歴があれば普通恩給が支給されることは、すでに町広報等でお知らせしておりますが、当初恩給年限に達しなかつた方でも、その後数次にわたる法令の改正(昭和十九年法律第一五一号による南西諸島における加算、昭和四十年法律第八二号による抑留加算、北方地域加算)により、新たに恩給年限に達する方があり、念のため、恩給年金課備え付けの戦務加算表により試算の上履歴申立書を提出して下さい。尚、過去において履歴申立をされた年限未到達のため非該当になった人で、これらの法改正により該当すると思われの方は、非該当のため返戻されている関係書類を御持参の上、保険年金課で手続きをして下さい。

### 戦務加算等による恩給請求は済みましたか!!

戦務加算等により、最短期間限準士官以上十三年、下士官十二年の軍歴があれば普通恩給が支給されることは、すでに町広報等でお知らせしておりますが、当初恩給年限に達しなかつた方でも、その後数次にわたる法令の改正(昭和十九年法律第一五一号による南西諸島における加算、昭和四十年法律第八二号による抑留加算、北方地域加算)により、新たに恩給年限に達する方があり、念のため、恩給年金課備え付けの戦務加算表により試算の上履歴申立書を提出して下さい。尚、過去において履歴申立をされた年限未到達のため非該当になった人で、これらの法改正により該当すると思われの方は、非該当のため返戻されている関係書類を御持参の上、保険年金課で手続きをして下さい。

戦務加算等により、最短期間限準士官以上十三年、下士官十二年の軍歴があれば普通恩給が支給されることは、すでに町広報等でお知らせしておりますが、当初恩給年限に達しなかつた方でも、その後数次にわたる法令の改正(昭和十九年法律第一五一号による南西諸島における加算、昭和四十年法律第八二号による抑留加算、北方地域加算)により、新たに恩給年限に達する方があり、念のため、恩給年金課備え付けの戦務加算表により試算の上履歴申立書を提出して下さい。尚、過去において履歴申立をされた年限未到達のため非該当になった人で、これらの法改正により該当すると思われの方は、非該当のため返戻されている関係書類を御持参の上、保険年金課で手続きをして下さい。

戦務加算等により、最短期間限準士官以上十三年、下士官十二年の軍歴があれば普通恩給が支給されることは、すでに町広報等でお知らせしておりますが、当初恩給年限に達しなかつた方でも、その後数次にわたる法令の改正(昭和十九年法律第一五一号による南西諸島における加算、昭和四十年法律第八二号による抑留加算、北方地域加算)により、新たに恩給年限に達する方があり、念のため、恩給年金課備え付けの戦務加算表により試算の上履歴申立書を提出して下さい。尚、過去において履歴申立をされた年限未到達のため非該当になった人で、これらの法改正により該当すると思われの方は、非該当のため返戻されている関係書類を御持参の上、保険年金課で手続きをして下さい。

戦務加算等により、最短期間限準士官以上十三年、下士官十二年の軍歴があれば普通恩給が支給されることは、すでに町広報等でお知らせしておりますが、当初恩給年限に達しなかつた方でも、その後数次にわたる法令の改正(昭和十九年法律第一五一号による南西諸島における加算、昭和四十年法律第八二号による抑留加算、北方地域加算)により、新たに恩給年限に達する方があり、念のため、恩給年金課備え付けの戦務加算表により試算の上履歴申立書を提出して下さい。尚、過去において履歴申立をされた年限未到達のため非該当になった人で、これらの法改正により該当すると思われの方は、非該当のため返戻されている関係書類を御持参の上、保険年金課で手続きをして下さい。

### 第一回町内職域対抗球技大会盛大に行なわる

体育の日制定を記念して町内職域対抗球技大会を十月九日、町の主催で開催いたしました。

好天に恵まれ各職域団体よりソフトボール十四チーム・バレーボール六チームの参加があり盛大の内に終了することが出来ました。

ソフトボール優勝戦では延長戦となり両軍とも死力を尽され日没ちゅうせんという大試合を行い大会に花を添えられました。

結果は次のとおりです。

- ソフトボール
  - 優勝 種苗センター A
  - 準優勝 青年団
- バレーボール(女子)
  - 優勝 山口農高秋穂分
  - 準優勝 ヶ B



### 法 正 防 改 予 病 性

必ず受けましょう

### 婚前・妊娠時の性病検査

最近性病患者特に早期顕症梅毒が非常に増加しております。梅毒は本人ばかりでなく、子孫にまで害を及ぼす病気でありますので、これを予防するため、性病予防法が改正され十月一日から施行されました。

この改正法により、結婚するときと、妊娠したとき

### 定期巡回 児童相談所の開設について

山口中央児童相談所ではより多くの子供の福祉と親の健全育成思想を高めるため左記により開設されます。

日時 四十一年十一月九日 水曜日十時より

場所 秋穂町公民館二階

### 国民年金

### 未加入者や保険料の未納者はすぐ手続を!!

拠出制の国民年金制度が発足してから今年で六年目になります。現在当町では、一家の柱である夫を失って母子年金を受けておられる方が十三人、遺児年金を受けておられる方が一人あつて、ともに日常生活の大きな支えとなつております。このように国民年金は日常生活に密着し生活に保障を与える制度であります。加入していませんが、加入していても保険料を納めていない人は年金を受けることができません。

国民年金に加入しなければならぬ人は、厚生年金などの被用者年金制度に加入することができない二十才以上六十才までの人です(厚生年金などの被用者年金制度に加入している人の配偶者は加入が自由です。それと明治四十四年四月一日以前に生れた人は加入出来ません。)加入しなければならぬ人でもまだ加入していない人はありません。事故や万一の事が起つてからでは遅すぎます。今すぐ保険年金課又は大海支所で加入の手続をして下さい。保険料を納めていない人も

実際に則して年金額や、給付範囲が拡充されております。加入していないかた、保険料を納めていないかた、年金が貰えないということがないように、皆んなが加入し、皆んなが保険料を納めて明るい毎日を過しましょう。

国民年金について詳しいことや、保険料を納めることが困難な人は保険年金課(有線40番)にお問合せ下さい。

年金の名称	現行年金額	改正年金額(42.1.1.より)
老令年金	25年拠出 24,000円(2,000円) 40年拠出 42,000円(3,500円)	25年拠出 60,000円(5,000円) 40年拠出 96,000円(8,000円)
障害年金	最低保障額24,000円(2,000円) 1級加算額 6,000円( 500円)	最低保障額60,000円(5,000円) 1級加算額12,000円(1,000円)
母子年金	母と子2人の場合 最低保障額24,000円(2,000円) 子が3人以上ある場合は2人を除いた子1人につき4,800円加算する。	母と子2人の場合 最低保障額60,000円(5,000円) 子が3人以上ある場合は2人を除いた子1人につき4,800円加算する。
遺児年金	最低保障額12,000円(1,000円)	最低保障額30,000円(2,500円)
寡婦年金	老令年金額の1/2	老令年金額の1/2
老令年金額の計算方法	拠出期間の年数×900円(拠出期間が20年をこえるときは、そのこえた年数は1,200円)+(免除期間の年数×350円)	(拠出期間の月数×200円)+(免除期間の月数×200円)×1/2

### お知らせ

◎理美容業従事者の間接撮影  
理美容業従事者の今年度の間接撮影が、来る十一月十一日午後一時三十分から三時まで、町公民館で行なわれます。

◎原爆被爆者の定期健康診断  
原爆被爆者の定期健康診断が来る十一月二十一日午前九時から十一時まで、山口保健所で行なわれます。該当者には連絡があったことと思いますが、洩れなく検査を受けて下さい。

◎予防接種  
十一月の予防接種は次のとおり予定しております。該当者はおれなく受けて下さい。

●小児マヒ予防生ワクチン服用  
該当事者  
①昭和四十一年二月一日から七月三十一日まで  
に生れた者  
②昭和四十一年八月一日から昭和四十一年一月三十一日まで  
に生れた者  
③昭和四十一年五月一日から昭和四十一年七月三十一日まで  
に生れた者のうち、完全に二回服用していない者  
十一月八日  
町公民館：午前十時から正午まで  
大海支所：午後一時三十分から二時三十分まで

◎百日咳、ジフテリア混合予防接種  
該当事者  
①生後三ヶ月以上六ヶ月までの赤ちゃんで、まだ三回の予防接種を受けていない者  
②三回目の予防接種を受けた後、一年から一年半までの間に二期の予防接種を受けていない者  
接種日及び会場  
十一月十五日 町公民館  
十一月十六日、大海支所  
時間はいつでも午後一時三十分から二時三十分まで

●乳児保健相談  
十一月は四日に行います。場所及び時間は従来どおりです。気軽に御相談においで下さい。

●レントゲンの再検査  
別項でもお知らせしておりますが、フィルムに異常のあった方々の再検査

レントゲン検査  
一番／＼七二三番迄フィルム異常のため再検査をお願いします

九月二十六日から三十日までの五日間に亘って実施いたしましたレントゲン検査のフィルムを現像しました結果、二十六日から二十八日までの三日間に撮影した大河内北から養老院までと、東本町、祇園町、中野から黒鷲北公会堂までの二十七ヶ所、受検番号一から七二三番までのフィルムに異常があつて判定が不能であることがわかりました。深くお詫びいたします。大変御迷惑をおかけして申し訳ありませんが、十一月中旬に再検査をお願いすることにしてあります。日程につきましては後日改めて

を次により行う予定です。該当される方には大変御迷惑をおかけして申し訳ありませんが、是非お受けになりますようお願い致します。

十一月十四日  
大河内北から井南まで  
十一月十五日  
浜内から養老院まで  
十一月十六日  
東本町、祇園町、中野から黒北まで

詳細については別途御連絡いたします。

御連絡いたしますので、悪しからず御了承願ひまして再検査を受けて頂きますようお願いを御願ひ致します。

此の度下記の方々より秋穂町奨学会及び社会福祉協議会に對して多額の御寄附を頂きました。

御承知の様に秋穂町奨学会は向学心に燃える前途有望な青少年に對してその学費の一端を貸与して援助する組織であります。

奨学会ならびに社会福祉協議会ではこれらの方々の

深い御理解と御後援に厚く感謝すると共にそれぞれ御趣旨に副い大いに活用させて頂くことに致します。

記  
◎奨学会事業資金として  
一金五万円也  
下 村 重枝 哲也殿  
一金五万円也  
中津江 山本 定市殿  
◎社会福祉協議会の事業資金として  
一金五万円也  
中津江 山本定市殿

愛犬家の皆さん  
犬の登録と狂犬病の予防注射はすみましたか

お宅の犬は登録されていして捕獲されることになりませんか、狂犬病の予防注射は受けておられますか、先般秋の狂犬病予防注射を実施いたしました。まだ受けていない犬が相当あるようです。

犬は毎年登録を受け、春秋の二回、狂犬病の予防注射を受けなければ飼育することが出来ません。生後三ヶ月以上の犬を飼っておられる方で、まだ登録と、狂犬病の予防注射を受けていない方はすぐ獣医師に連絡し、狂犬病の予防注射を受け、町役場保険年金課で登録を受けて下さい。登録を受けていない犬は、野犬として

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

氏名 住所 有線  
原田敬壽 中野 二七〇三  
藤田 東 黒北 二二二〇

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。

祝日には国旗を掲げましょう  
「国民の祝日に日の丸をかかげる運動」を推進しておりますが、九月、十月の祝日に掲げてない家がありました。十一月三日、二十三日の祝日には必ず日の丸をかかげましょう。